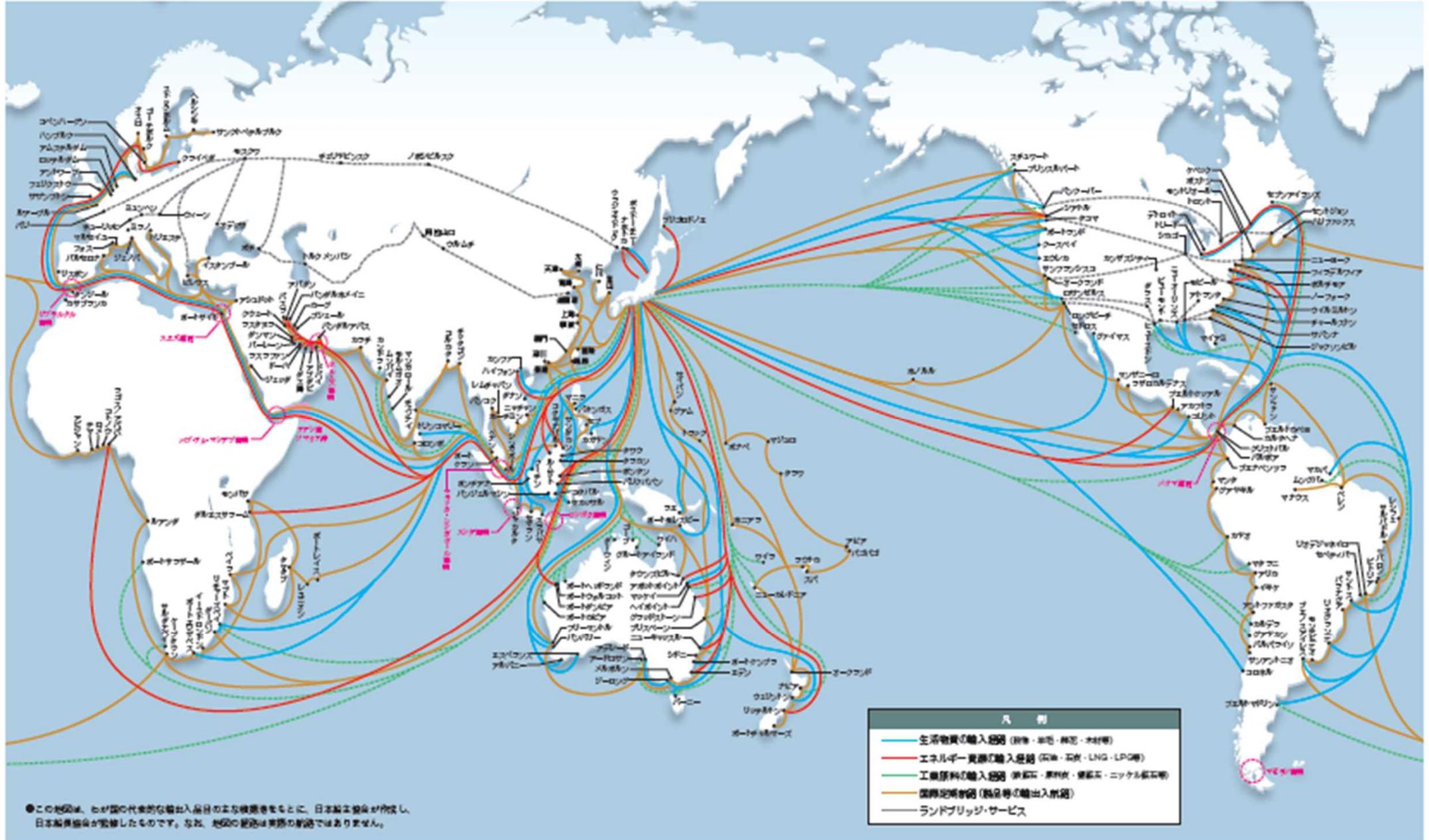


交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会 中間とりまとめ（参考資料）

世界を結ぶ海上物流ルート



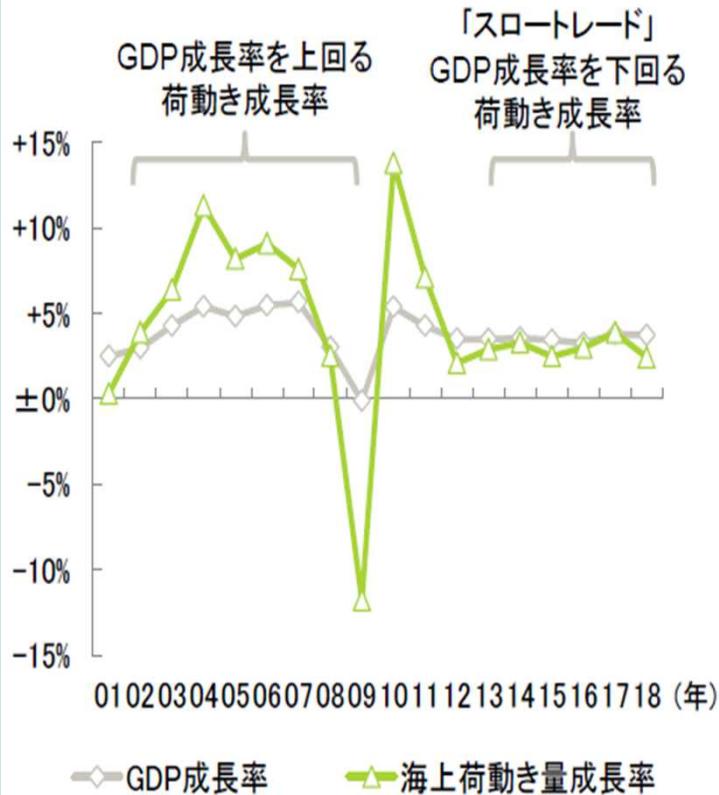
GDP成長率及び世界の海上荷動量の推移

- GDP成長率と海上荷動量は相関関係にある
- 世界の実質GDP成長率は、日本の実質GDP成長率よりも高い



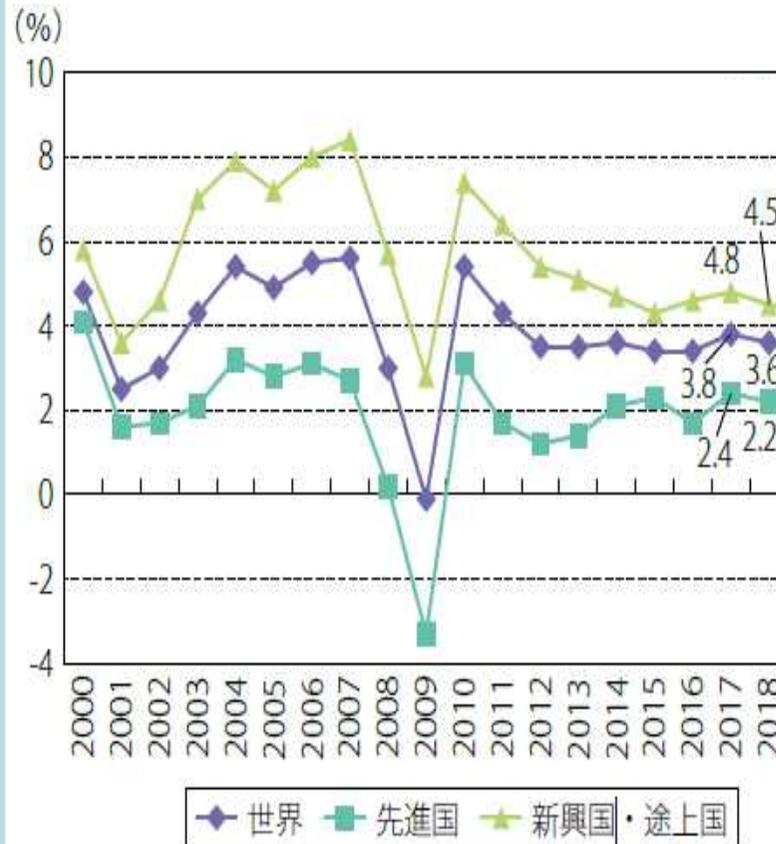
世界の海上貨物を日本商船隊が獲得することにより、世界の経済成長を日本に取り込むことが可能

○GDP成長率と世界の海上荷動量



(出典)SMBC「海運市況動向と業界各社の戦略の変化(2019年11月)」

○世界の实質GDP成長率推移と日本の実質GDP成長率

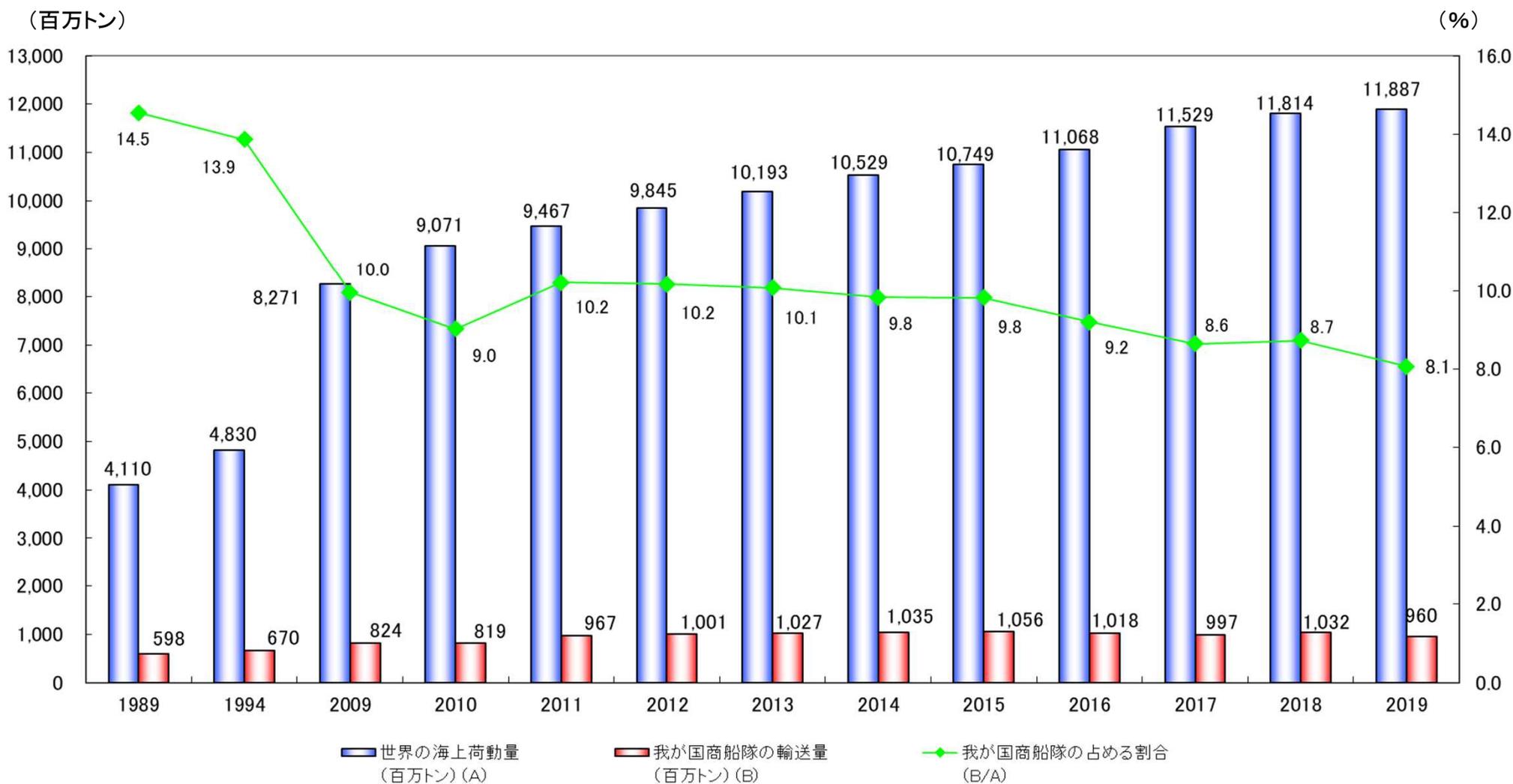


(出典)通商白書2019、IMF「世界経済見通し 2020年10月」

(実質GDP, 年間の増減率, %)	予測		
	2019	2020	2021
世界GDP	2.8	-4.4	5.2
先進国・地域	1.7	-5.8	3.9
アメリカ	2.2	-4.3	3.1
ユーロ圏	1.3	-8.3	5.2
ドイツ	0.6	-6.0	4.2
フランス	1.5	-9.8	6.0
イタリア	0.3	-10.6	5.2
スペイン	2.0	-12.8	7.2
日本	0.7	-5.3	2.3
イギリス	1.5	-9.8	5.9
カナダ	1.7	-7.1	5.2
その他の先進国・地域	1.7	-3.8	3.6
新興市場国と発展途上国	3.7	-3.3	6.0
アジアの新興市場国と発展途上国	5.5	-1.7	8.0
中国	6.1	1.9	8.2
インド	4.2	-10.3	8.8
ASEAN原加盟国5か国	4.9	-3.4	6.2
ヨーロッパの新興市場国と発展途上国	2.1	-4.6	3.9
ロシア	1.3	-4.1	2.8
ラテンアメリカ・カリブ諸国	0.0	-8.1	3.6
ブラジル	1.1	-5.8	2.8
メキシコ	-0.3	-9.0	3.5
中東・中央アジア	1.4	-4.1	3.0
サウジアラビア	0.3	-5.4	3.1
サブサハラアフリカ	3.2	-3.0	3.1
ナイジェリア	2.2	-4.3	1.7
南アフリカ	0.2	-8.0	3.0
低所得途上国	5.3	-1.2	4.9

世界の海上荷動量と日本商船隊の輸送シェア

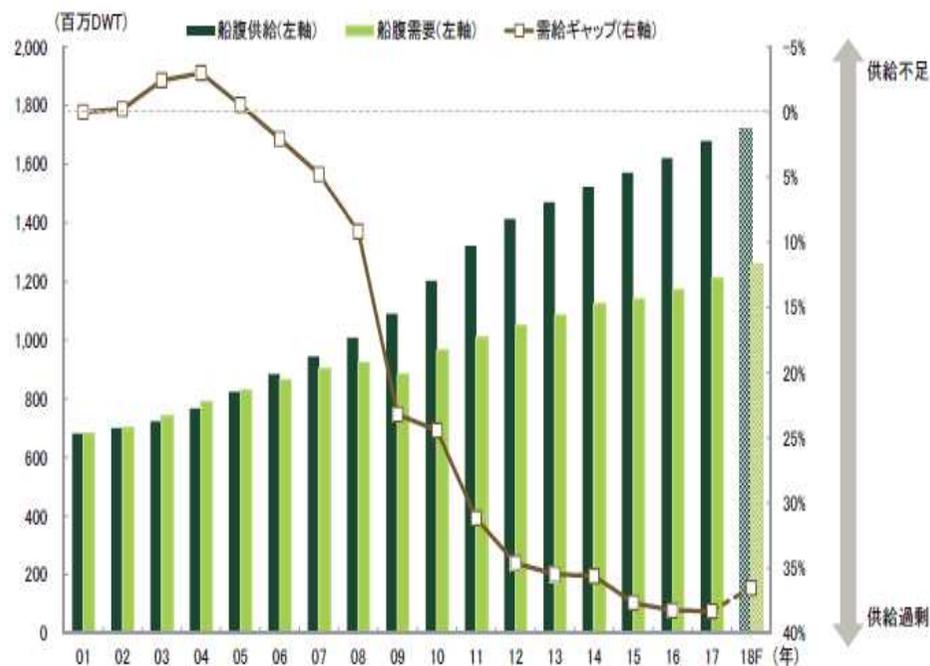
- 世界の海上荷動量は拡大傾向(毎年平均約4%の伸び率)
- 世界の海上荷動量に対する日本商船隊の輸送比率(シェア)は近年ほぼ横ばいであり、トレンドとしては減少傾向



船腹の需給状況及び運賃市況の推移

- リーマンショック前の船舶の大量発注、その後の経済情勢等の影響で、船舶供給は過剰な状態
- このため、運賃市況をトレンドで見ると、低迷した状態

○船腹需給の推移(バルカー・タンカー・コンテナ)



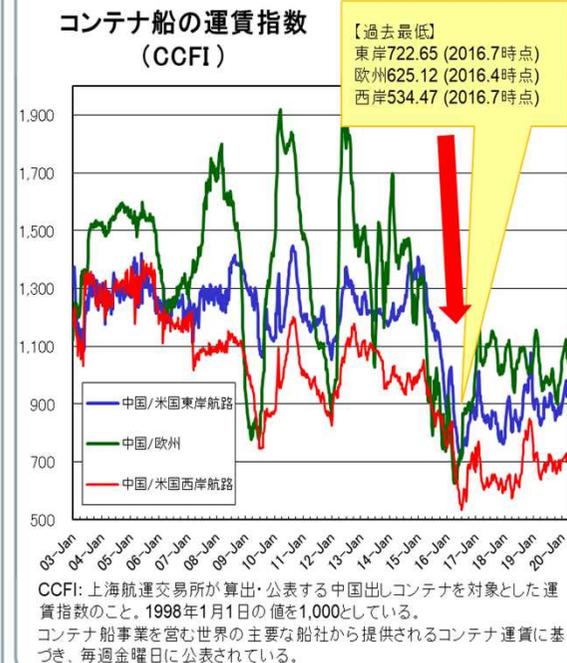
(出典)SMBC「海運市況動向と業界各社の戦略の変化(2019年11月)」

○運賃市況の推移(バルカー・コンテナ)



(出典)2020年1月31日発表NYK「FAC BOOK」より海事局が作成

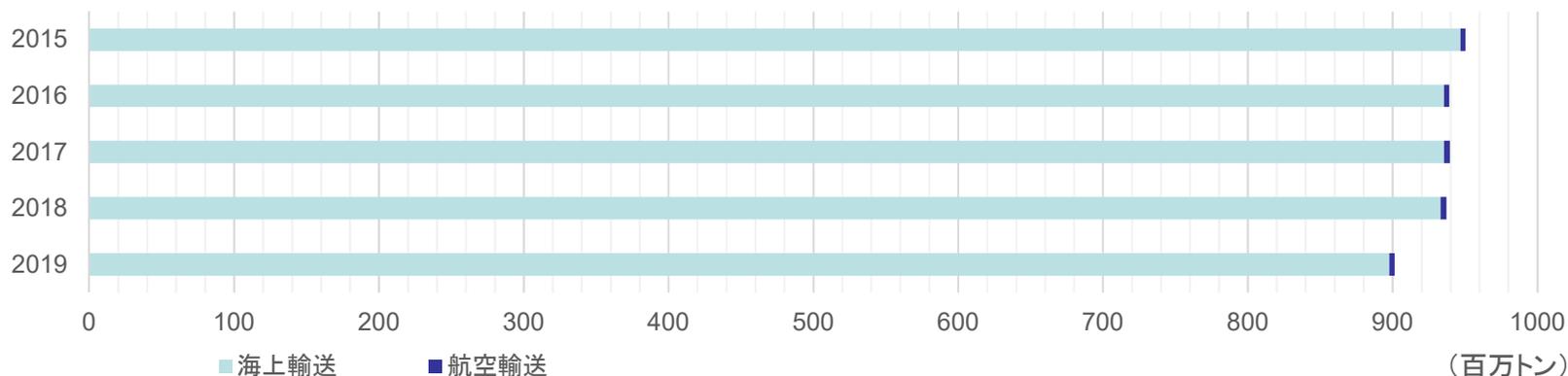
コンテナ船の運賃指数 (CCFI)



我が国の貿易における日本商船隊の役割

- 我が国貿易量の99.6%を海上輸送が占める
 - 日本商船隊は、海上輸送の63.1%を担う
- ➡ 安定的な海上輸送の確保は我が国の発展に極めて重要

我が国の貿易に占める海上輸送の割合(重量ベース)

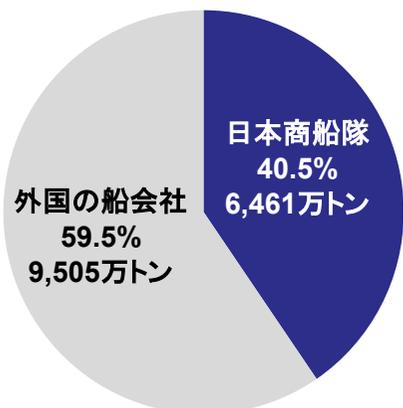


海上輸送の
割合
99.6%

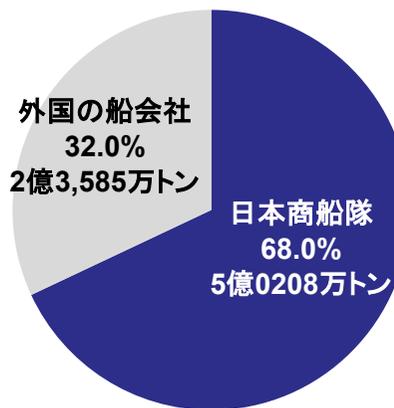
(出典)財務省貿易統計、海事局調べ

日本商船隊による輸出入貨物の輸送比率

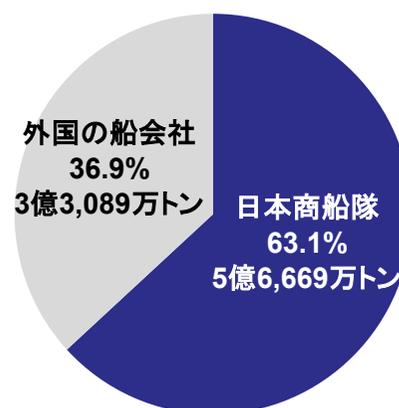
輸出



輸入



輸出入



日本商船隊*
の輸送比率
63.1%

(出典)海事局調べ、2019年

* 日本商船隊:我が国の外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群

非常時における日本商船隊の役割～大地震等発生時の例～

- 邦船社は、日本を最重要マーケットとして位置付けており、非常時においても日本発着サービスを維持
- 外国船社は、日本市場そのものより、安全性や経済性を重視する傾向

阪神・淡路大震災(1995年1月17日)

- 震災で岸壁が沈下、コンテナを扱うクレーンも倒壊し、港湾機能がまひ
- 震災前はトランシップ(積み替え)のため神戸港を利用していた国内外のコンテナ船社は、震災を契機に釜山港(韓国)や高雄港(台湾)等の外国港を利用
- 1997年に復旧後、邦船社は神戸港に戻ったが、外国船社は戻らず。震災がハブ港湾機能低下の一因に。

東日本大震災・福島原発事故(2011年3月11日)

- リベリアは、福島第一原発から300海里(560Km)の範囲の航海を避けるよう推奨
- 米国は、福島第一原発から50マイル(80Km)の範囲の海域における航海を避けるよう推奨
- 米国沿岸警備隊は、福島第一原発から400Kmの範囲の海域を通行した場合、特別放射線検査の対象とすることを公表
- 原発事故による放射線の風評等により、発災後2か月間で41隻の外国船社が運航するコンテナ船が京浜港への寄港を取りやめ

世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング

順位	1994年	順位	2018年
1	香港	1	上海(中国)
2	シンガポール	2	シンガポール
3	高雄(台湾)	3	寧波-舟山(中国)
4	ロッテルダム(オランダ)	4	深圳(中国)
5	釜山(韓国)	5	釜山(韓国)
6	神戸(日本)	6	広州(中国)
7	ハンブルグ(ドイツ)	7	香港(中国)
8	ロングビーチ(米国)	8	青島(中国)
9	ロサンゼルス(米国)	9	ロサンゼルス/ロングビーチ(米国)
10	横浜(日本)	10	天津(中国)

↓

64	神戸(日本)
----	--------

- 非常における日本への安定輸送を確保するため、日本を最重要マーケットと考える邦船社の存在が重要

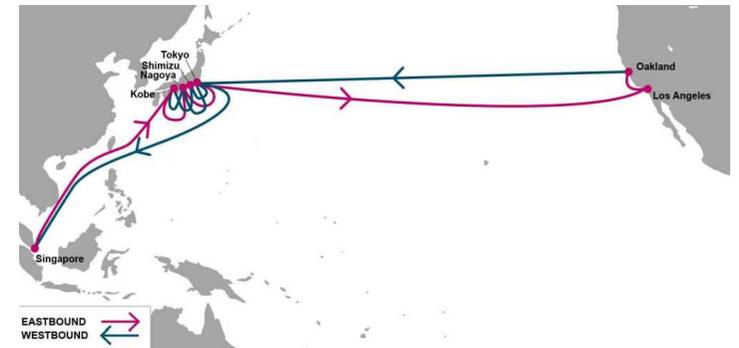
非常時における日本商船隊の役割～新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の例～

- 邦船大手3社が出資するONE社が主要メンバーであるアライアンスは、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中であっても日本への寄港数を維持。
- 一方で、外国船社によるアライアンスは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う荷動量減少の影響により、4月から6月にかけて日本寄港を含む北米西岸航路で11航海を欠便することを発表。これに伴い、日本への寄港数が減少。

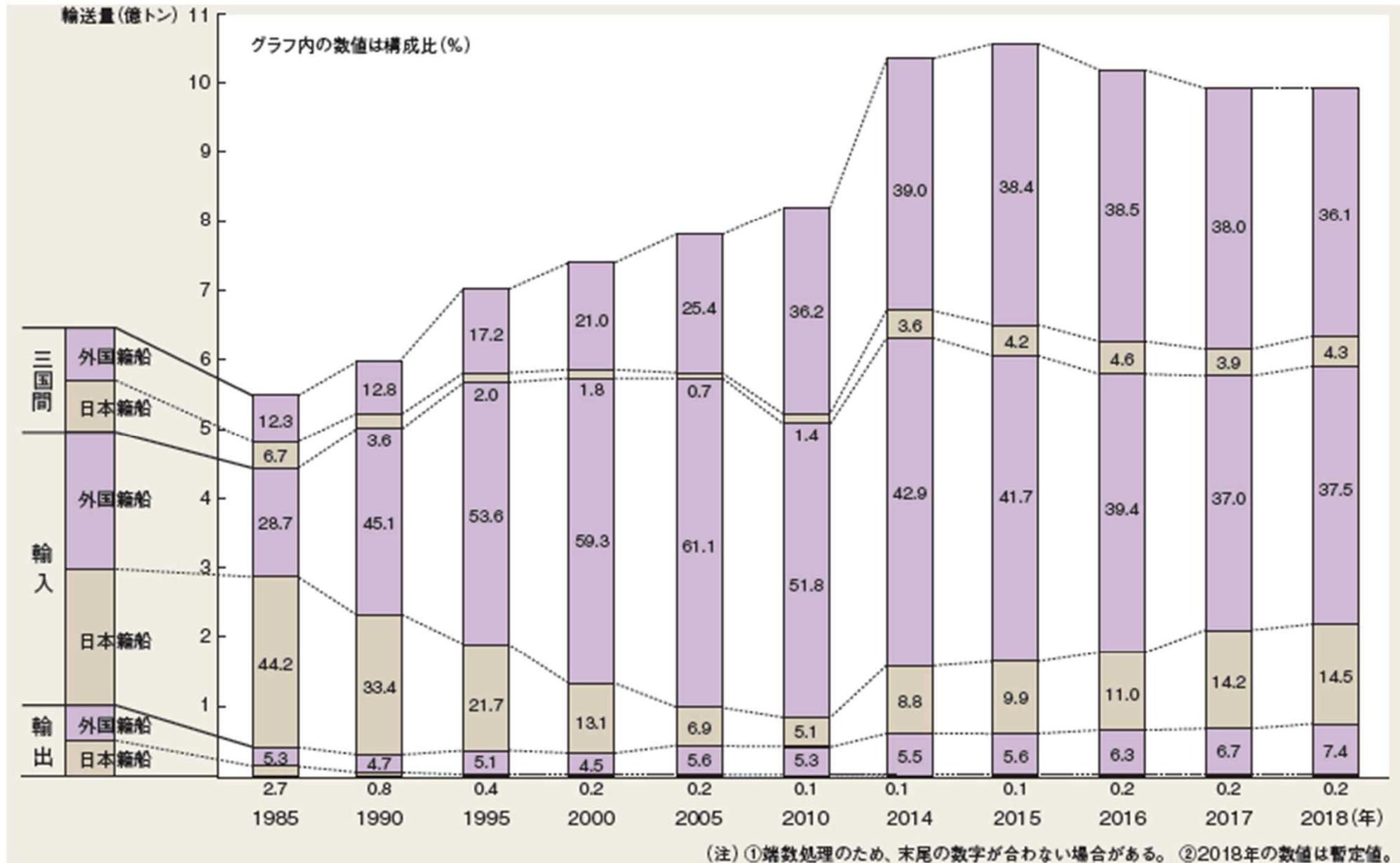
ONE社にとって日本は最重要マーケットであり、非常時においてもサービスを維持

オーシャン・ネットワーク・エクスプレス(ONE社)

- 2018年4月に、邦船3社(日本郵船、商船三井、川崎汽船)のコンテナ船部門を統合し、設立(事業本社はシンガポール)
- 日本を中心に、世界全体で133本のコンテナ航路を展開し、250隻を超えるコンテナ船を運航
- フルコンテナ船オペレーター別運航船腹量は世界第6位
- ONEは、「ザ・アライアンス」に参加(ONE、陽明海運(台湾)、ハパックロイド(ドイツ)、HMM(韓国)で構成)



日本商船隊の輸送量の推移(三国間輸送の拡大)



地域経済に貢献する日本商船隊～海事クラスター～

- 外航海運、造船等の海事関連産業は、「海事産業クラスター」を形成し、相互に依存・連携し発展
- 外航海運は、船舶の調達を通じて地域経済・雇用に貢献

海運業

(時点:2018年度)

外航

0.7万人
3.3兆円
2,400隻
192事業者

内航

8.4万人
1.2兆円
7,400隻
3,900事業者

従業員数 9.1万人
産業規模 4.5兆円
運航隻数 9,800隻
事業者数 4,092事業者

金融機関
地方銀行、信用金庫
都市銀行、ほか

港湾運送業

倉庫・物流

商社

人材派遣

損保会社

大学等教育機関

ブローカー、コンサル

71%が日本商船隊向け
(隻数ベース)

船隊の85%を国内調達
(隻数ベース)

安定的な供給

造船・船用工業

造船業

7.8万人
2.4兆円
950事業者

船用工業

4.7万人
0.9兆円
1,000事業者

産業規模
3.3兆円

船員

内航 2.8万人
外航 日本人 0.2万人
外国人 5.3万人

船員の育成

(独)海技教育機構
座学(8校 定員430人)
乗船実習(練習船5隻)
商船系大学・高専
座学(7校 定員360人)

卸売・小売

鉄鋼

製紙・パルプ

自動車

穀物

石油

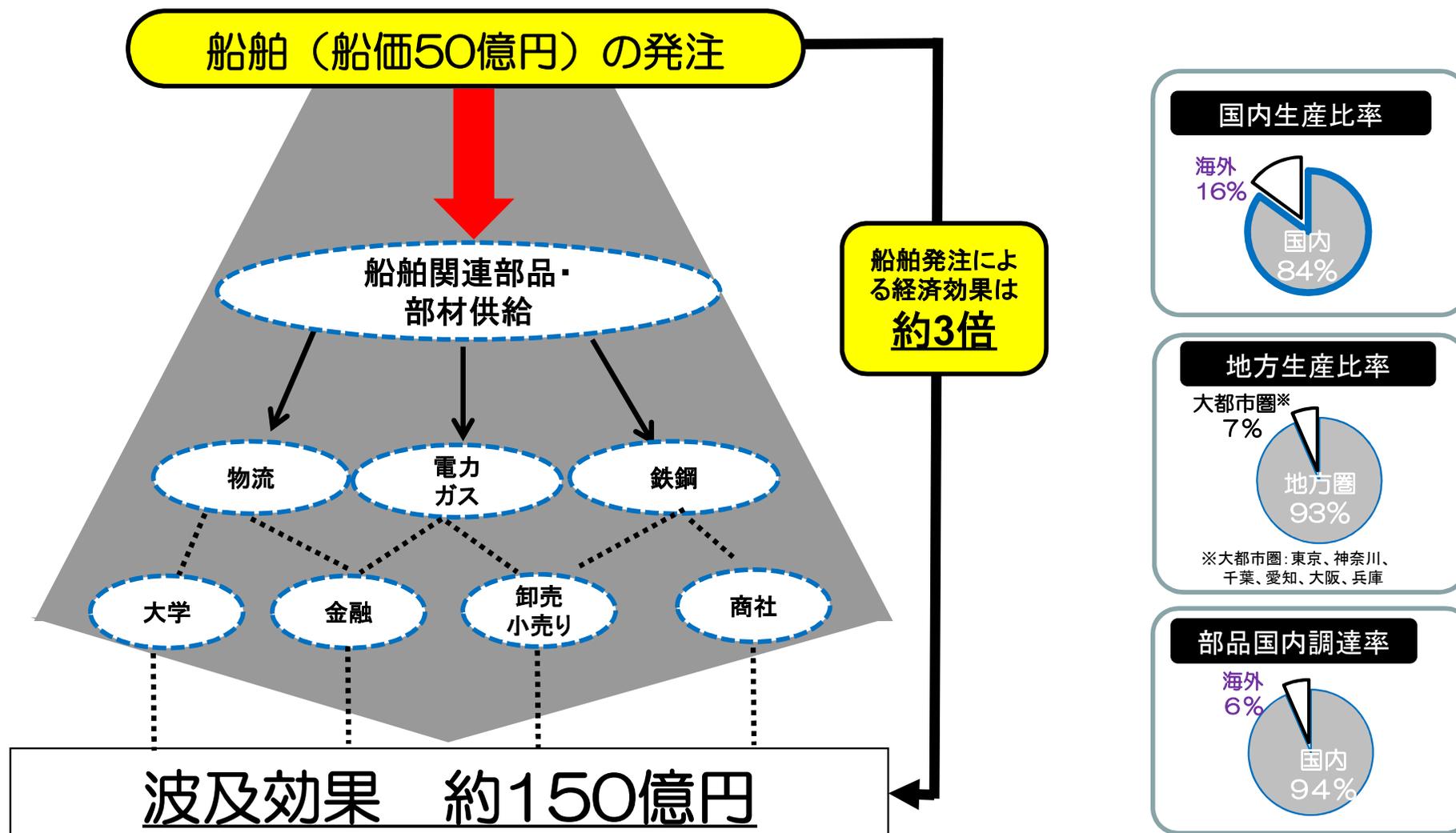
家電

電気・ガス

非鉄金属

(参考) 船舶建造に係る経済波及効果

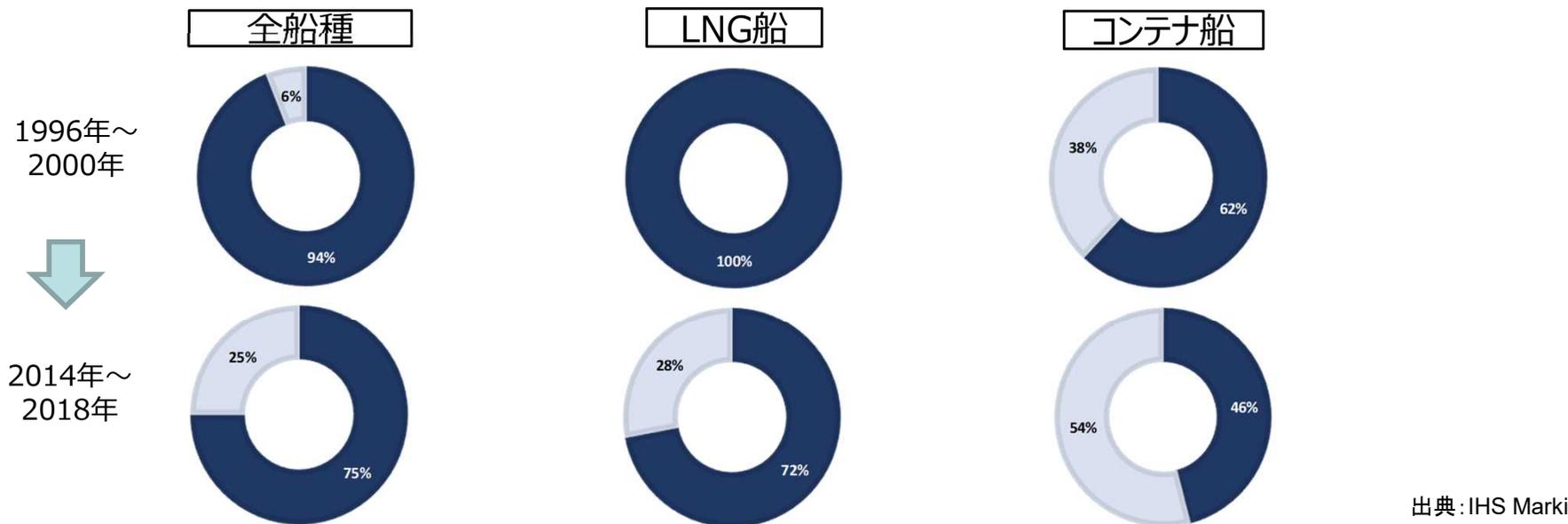
- 船舶建造による経済波及効果は船価の約3倍
- 邦船社の船舶調達、海事産業クラスターひいては地域経済に貢献



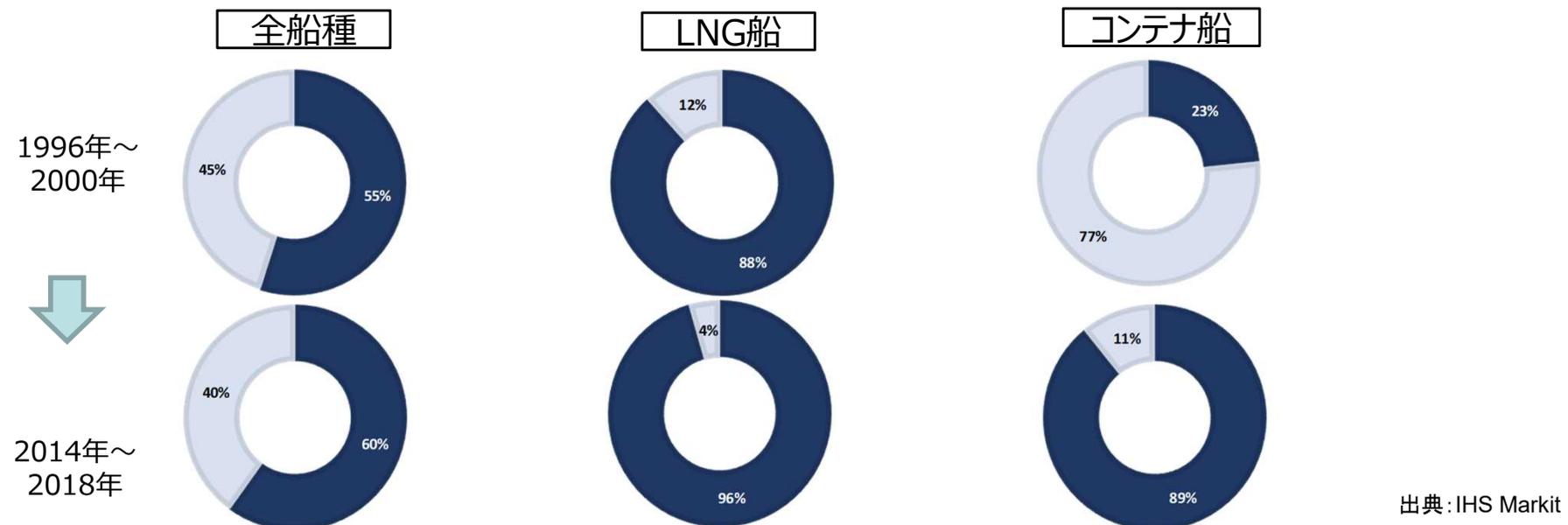
(出典)(公財)日本海事センター調べにより海事局作成

(参考) 我が国商船隊と我が国造船所の相互依存関係

我が国商船隊の国内発注比率の推移

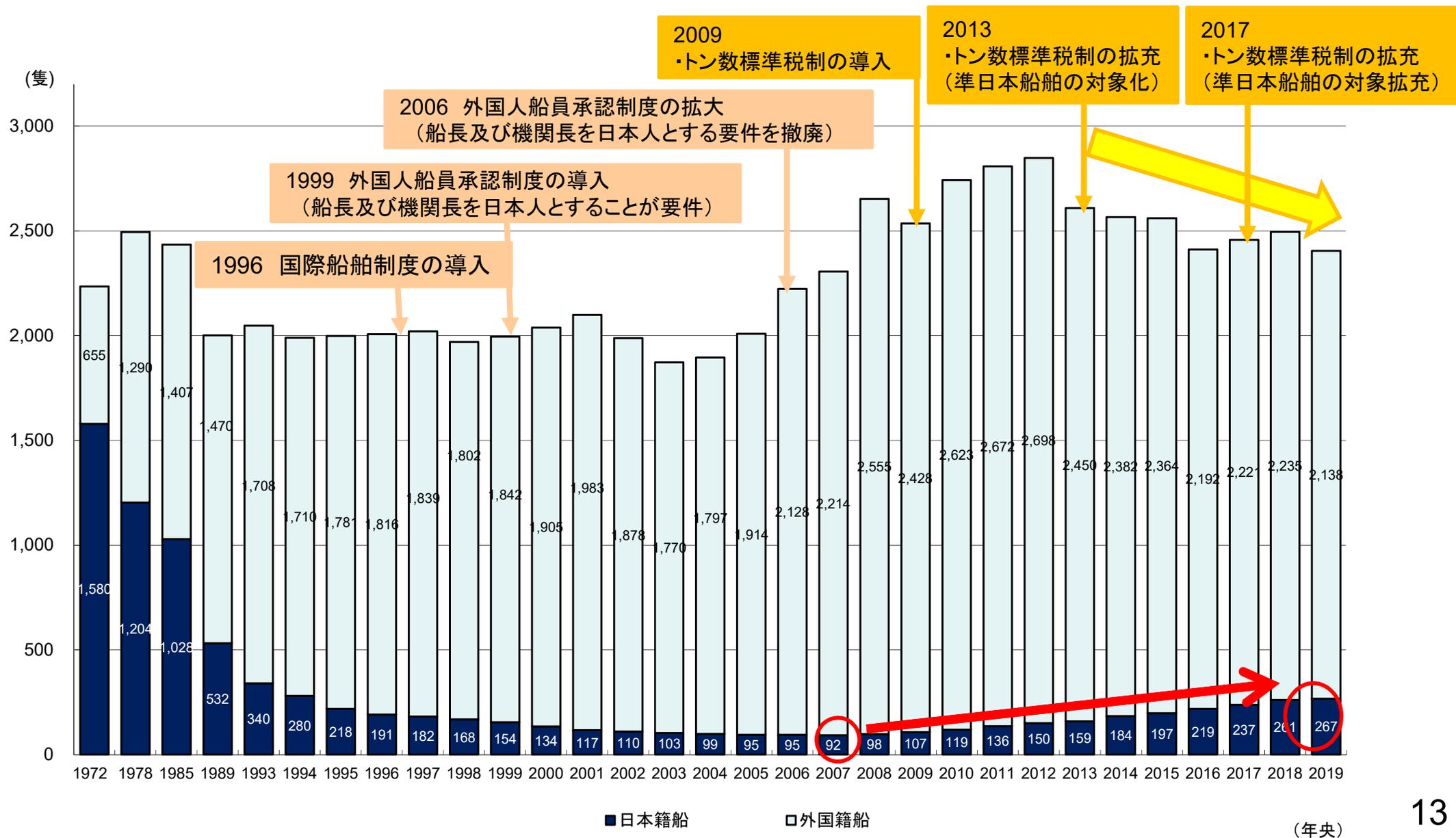


我が国造船所の日本商船隊向け建造率の推移



日本商船隊の船隊規模

- 近年、リーマンショック前に建造した不採算船の整理等により、日本商船隊の船隊規模は縮小傾向
- トン数標準税制等の税制特例措置により、日本籍船は着実に増加



日本商船隊の船隊構成

- 日本商船隊の船舶について、国籍で見ると、外国籍船が約9割を占める。
- 約8割の船舶を、日本の外航海運企業又は船主（いわゆるオーナー）が、自ら、又は税等の負担の軽い便宜置籍国に設立した子会社等を通じて保有。

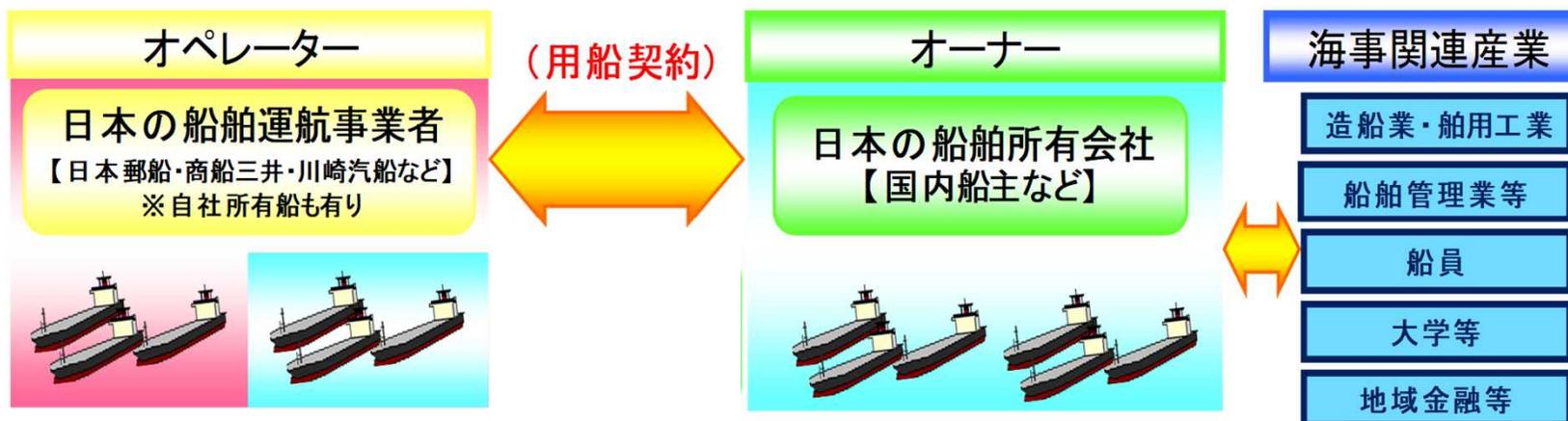


267隻
(11.1%)

※1 日本の外航海運企業または船主が、税等の負担の軽い便宜置籍国に設立した子会社を通じて保有する船舶

※2 日本の外航海運企業が外国の海運企業等から借り受けた船舶

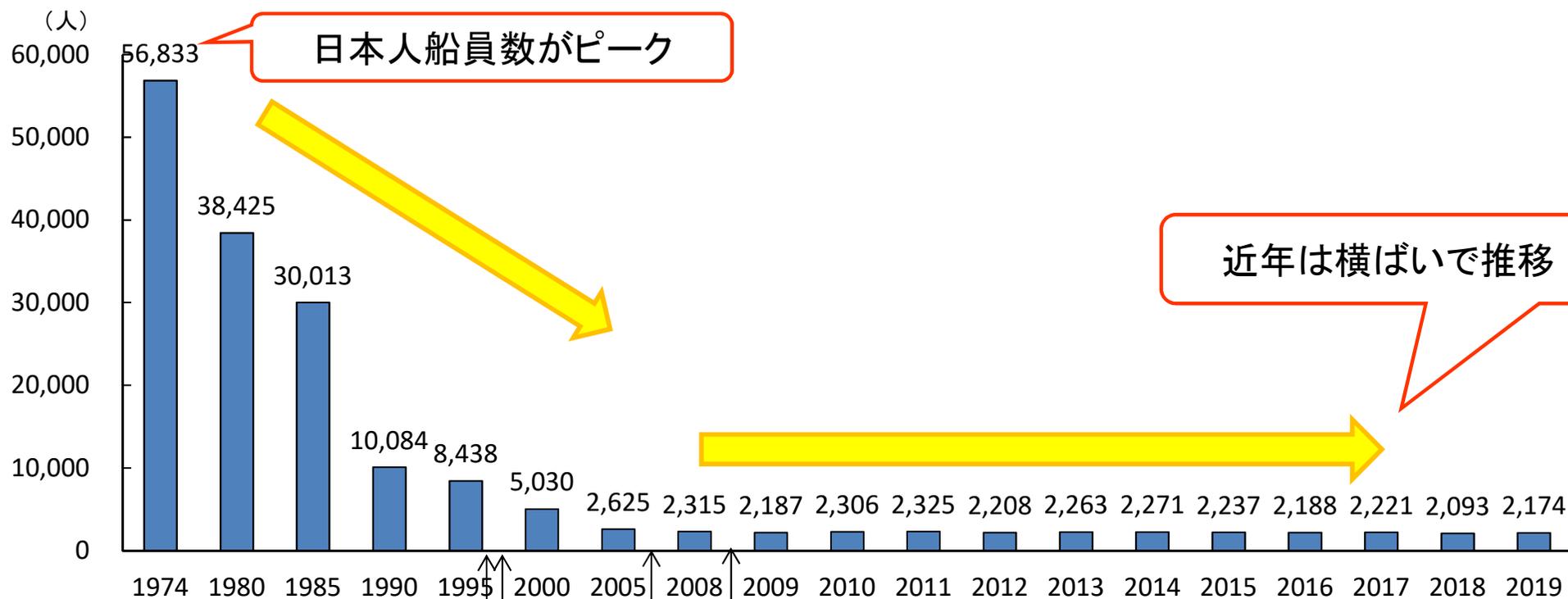
参考：船舶に関するスキーム



日本人船員数の推移

- 日本人船員は、1974年をピークに約5万7千人から約2,100人へと大幅に減少
- ただし、日本人船員数は、近年はほぼ横ばいで推移

※船員数は乗組員数と予備員数を合計したものであり、わが国の船舶所有者に雇用されている船員である。出典：海事局調べ（平成17年までは船員統計）



国際船舶制度（日本籍外航船舶のうち特に重要なものに対する登録免許税、固定資産税の軽減措置）を導入

船舶職員法を改正し、承認船員制度の導入を図り、船・機長以外の船舶職員について、承認を受けた外国人船員の配乗を可能とした。（1999年）

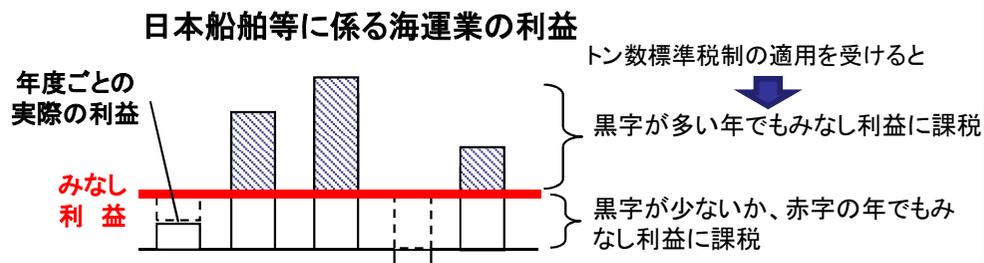
船・機長2名配乗要件を撤廃（2007年）

トン数標準税制及び日本船舶・船員確保計画認定制度創設。（2008年）

トン数標準税制の概要

トン数標準税制（2009年度適用開始）の概要

- 外航船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶等に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。



- 利益の変動が激しい外航船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、**船舶投資（※）を安定的・計画的に行うことが可能。**

※一隻当たり数十億円から数百億円

- 2013年度から、日本船舶に加えて**準日本船舶も対象に追加。**2017年4月には、**準日本船舶の対象の拡大**等を内容とする「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が成立。

我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定化を通じて、経済安全保障を確立。

日本船舶・船員確保計画の認定制度の概要

日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針
(2018年国土交通省告示第186号)



日本船舶・船員確保計画の作成（船舶運航事業者等）



日本船舶・船員確保計画の認定（国土交通大臣）

準日本船舶の概要

- 航海命令※が発せられた場合に、迅速に日本船舶となることが可能な外国船舶

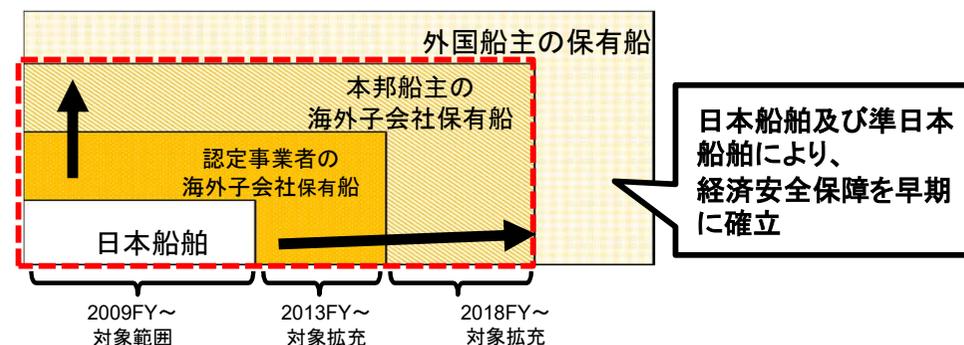
※海上運送法第26条第1項 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2017FYまでの準日本船舶

外航船舶運航事業者が実質的に保有する外国船舶

2018FY以降対象となる準日本船舶

本邦船主が実質的に保有する外国船舶



日本船舶・船員確保計画の認定要件(トン数標準税制関係)

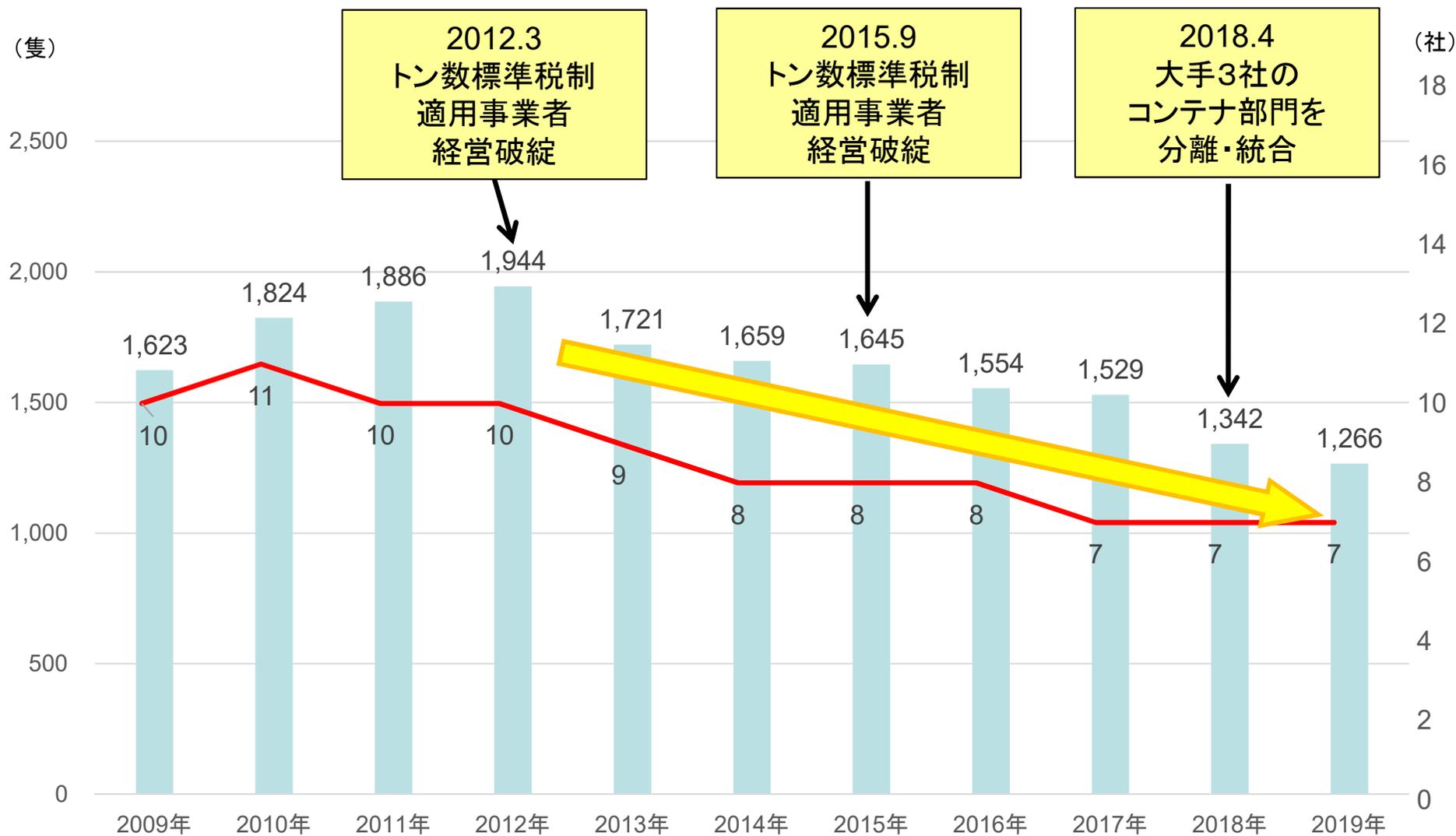
- トン数標準税制の適用を受けるためには、日本船舶・船員確保計画の認定を受ける必要
- 事業者は、日本船舶を5年間で1.2倍にし、日本人船員を一定数確保・養成することが必要

	目標	旧計画	現行計画
日本船舶	450隻	9年間で3.2倍 (2008.7を期首)	5年間で1.2倍 (2018.3を期首)
日本人船員	10年間で 1.5倍※	・日本船舶1隻当たり4人の 船員確保(自社のみ)	・日本船舶1隻当たり4人の船員確保(自社。 ただし不足するときは自社の海技士を算入 可)
		・準日本船舶1隻当たり2人の海技士 確保	・準日本船舶1隻当たり2人の 海技士確保
		・船員が減少していないこと	・船員が減少していないこと
		・日本船舶・準日本船舶1隻当たり1 人の船員(3級海技士)養成(費用を 支弁して第三者に委託する場合も含 む。)	・日本船舶・準日本船舶1隻当たり1人の船 員(3級及び4級海技士)養成(費用を支弁 して第三者に委託する場合も含む。)
(参考) 日本船舶・船員確保 計画に係る認定の取消し の例外	—	・「歴史的な海運不況」が発生した場合には、 日本船舶・船員確保計画に係る認定の取 消しの前提となる勧告を要しない「正当な 理由」に該当する。	

※ 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針(2013.3)

トン数標準税制認定事業者の船隊規模の推移

- 日本商船隊同様、トン数標準税制適用事業者の船隊規模も、2013年以降は縮小傾向
- トン数標準税制適用事業者においても、合併、倒産、事業譲渡等の再編が発生

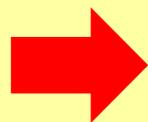


※ 船舶の隻数は各年の6月末時点

登録免許税・固定資産税の優遇措置

政策目的

○日本船舶の取得・保有コストを削減。



日本船舶の増加を促進し、国際競争力強化を図るとともに、
経済安全保障を確立。

税制上の支援措置

(1) 登録免許税

税率 本則 4/1000 → 3.5/1000

【対象となる日本船舶】

- ・一定の要件を満たすもの(国際船舶※) かつ
- ・10,000総トン以上 かつ
- ・新造船又はフラッグバック船(PSCによる拘留を受けたことのない船舶に限る)

(2) 固定資産税

課税標準 外航船舶 1/6 → 国際船舶 1/18

【対象となる日本船舶】

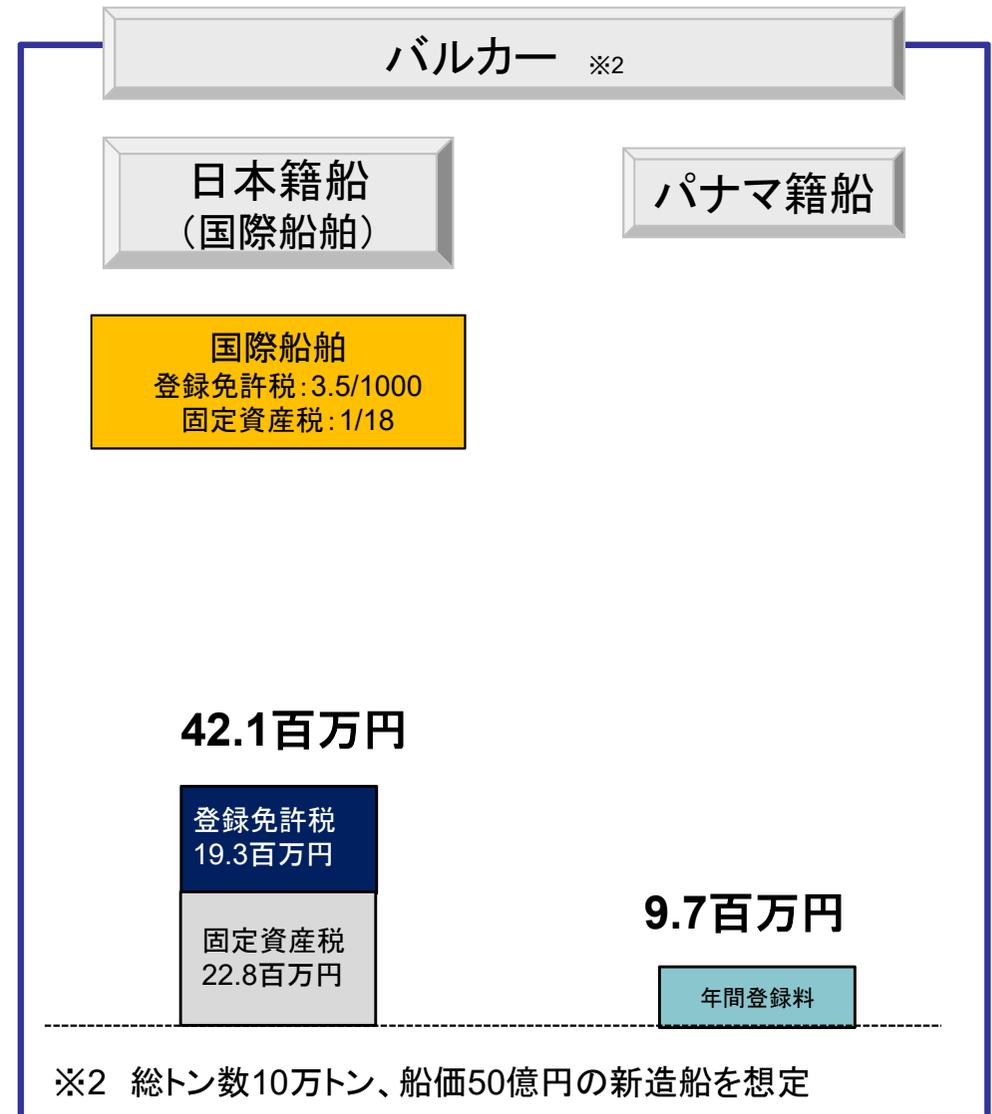
- ・一定の要件を満たすもの(国際船舶※)(ただし、近代化船は適用除外)

適用期間(現行制度)

登録免許税: 2020年4月1日～2022年3月31日

固定資産税: 2018年4月1日～2021年3月31日

外航船舶の保有に係る税負担比較(登録免許税・固定資産税関係)



前提条件

- ・日本船主協会調べをもとに海事局作成。
- ・日本籍船の登録免許税は所有権保存登記のみ。登録時には別途登録料2万円がかかる。固定資産税は耐用年数分(タンカー13年、バルカー15年)合計値。
- ・パナマ籍船の年間登録料は1年毎にかかる費用。耐用年数分(タンカー13年、バルカー15年)の合計値を記載。為替レートは1ドル=108.83円(MUFG2020年3月31日為替相場より)で計算。その他に領事料、検査料、事故調査料がかかる。

船舶の特別償却制度

政策目的

○CO2削減等、環境負荷低減に資する船舶の普及促進。

○IoT技術等、新技術の積極導入。



船舶投資資金の確保による、我が国海事産業の国際競争力確保。

税制上の支援措置

船舶に係る特別償却制度の措置

(先進船舶) 日本籍船 : 20%
外国籍船 : 18%

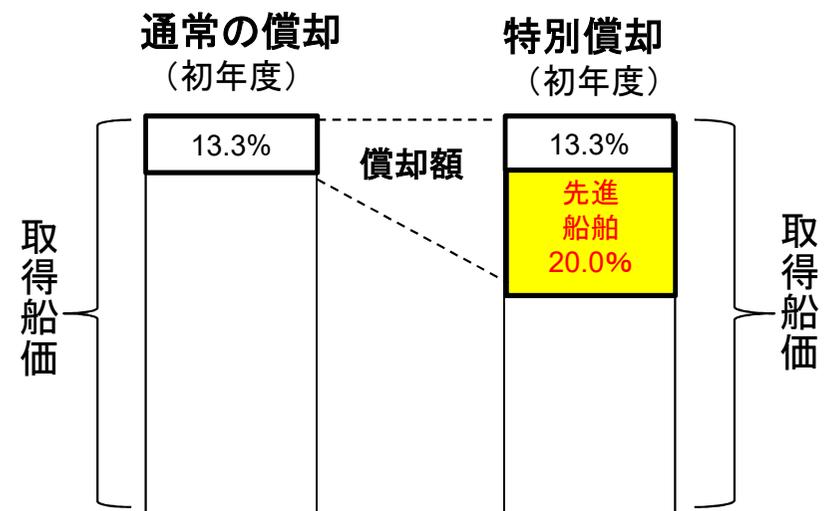
(環境負荷低減船) 日本籍船 : 17%
外国籍船 : 15%

(参考)
先進船舶の認定件数: 33件
(2019年度)

適用期間(現行制度)

2019年4月1日~2021年3月31日

特別償却(先進船舶)の活用イメージ



※ 償却法 : 定率法 (耐用年数15年、償却率0.133)

(例)船価50億円

$50億 \times 20\% \times 法人税率23.2\% = 2.3億$ 円
(特償による減税効果)

船舶建造のためのキャッシュの早期確保が可能



新たな船舶投資の促進

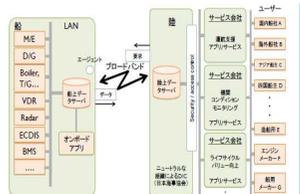
(参考)先進船舶について(特別償却関係)

○外航船舶に係る特別償却の対象となる**先進船舶** (特定先進低環境負荷船)

➡ 環境負荷低減に資する以下のIoTシステムや新材料等を組み込むことにより、更なる環境負荷の低減や運航の効率化、安全性向上等を実現する船舶

IoTシステムを組み込んだ船舶

「スマートナビゲーションシステム」搭載船舶



「遠隔監視システム」搭載船舶



陸上からサポートを受けられる船舶

「ウェザールーティングシステム」搭載船舶



全航海中、荒天海域を効率的に回避できる船舶

「予防保全システム」搭載船舶



エンジンの故障等を事前に察知・防止できる船舶

特別償却の対象となる先進船舶



新材料等を組み込んだ船舶

「機関室統合ビルジシステム」搭載船舶



油水分離機
油水分離機
タンク ポンプ
油水分混合物(ビルジ)の発生を抑制

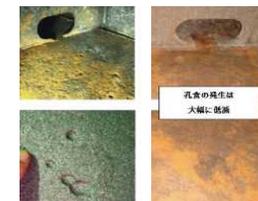
油の流出リスクを低減できる船舶

「高延性鋼」を船体に使用した船舶

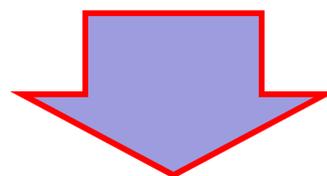


原油等の貨物流出を防止できる船舶

「耐食鋼」を原油タンクに使用した船舶



有機溶剤を含む塗料の使用が不要となる船舶



【先進船舶の導入による効果】

- 我が国外航海運業の国際競争力の強化
- 先進船舶の発注増による造船所立地地域への経済効果・雇用効果の創出

海運大手3社の経営状況

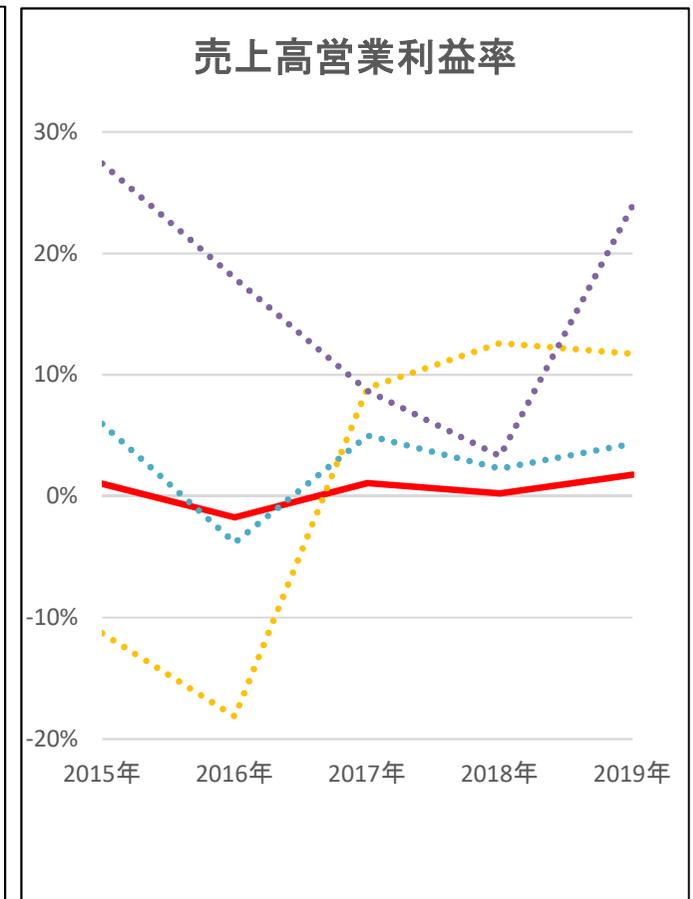
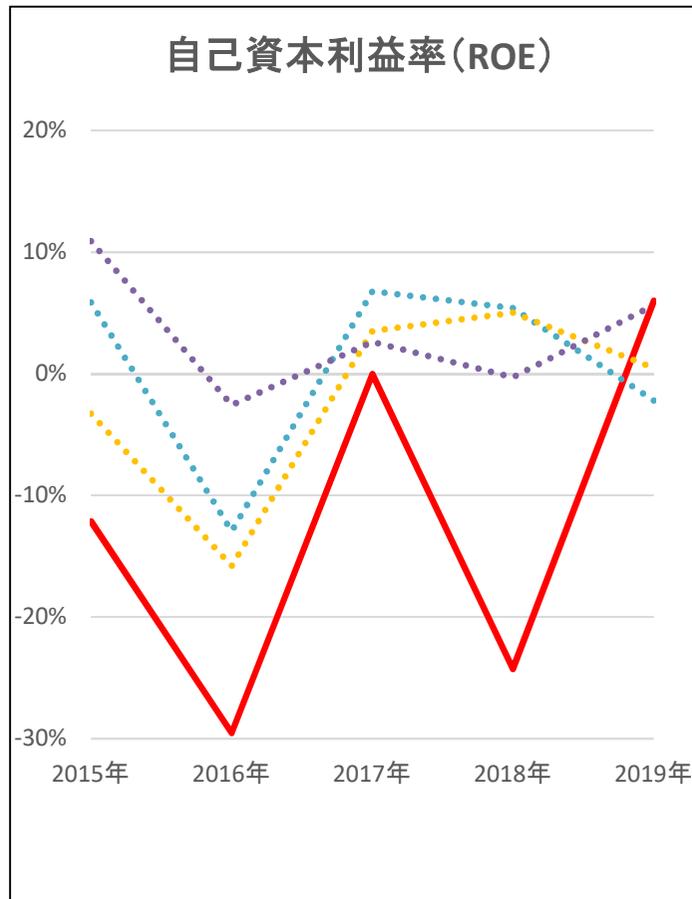
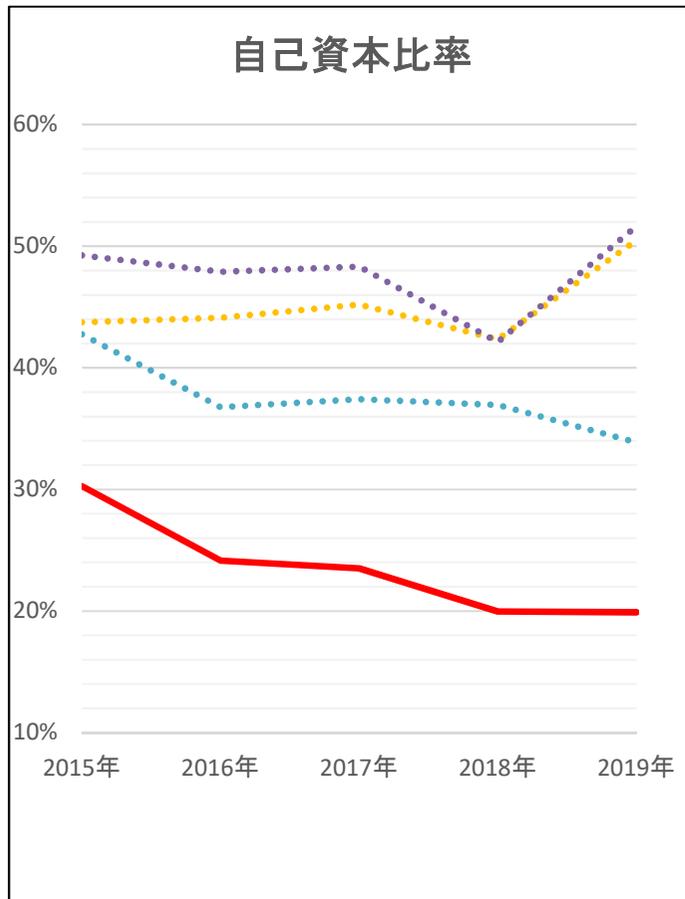
- 海運大手3社決算内容は、国際市場の動向の影響を受け、非常に不安定な状況となっており、各社複数年度で最終赤字を計上。



(出典) 各社決算説明資料(連結決算)

邦船社と海外大手の競争力比較～財務諸表から～

- 海外海運大手会社と比較して日本の海運大手3社の自己資本比率・収益性は総じて低水準で推移。
- より安定した経営のためには財務基盤の強化・収益性の向上が必要。



... 海外コンテナ3社平均
 ... 海外バルカー3社平均
 ... 海外タンカー3社平均
 — 日本の外航海運大手3社平均

・出典は各社公表値

・各国会計基準は異なる。日本の外航海運大手3社は2019年欄に2019年度決算の数値を反映。他の年も同対応。2015年バルカー3社については特殊要因の数値を除外。
 ・日本郵船「FACTBOOK2020」各部門の船隊規模を参考に財務内容公開の上位3社を抽出。以下抽出企業。各社連結決算を記載。COSCO(中国)の2019年概要については未発表のため各船種2社平均を記載。

日本の外航海運大手3社＝日本郵船・商船三井・川崎汽船 海外コンテナ大手3社＝Maersk(デンマーク)・COSCO(中国)・CMA-CGM(フランス)

海外バルカー大手3社＝COSCO(中国)・Star Bulk Carriers(ギリシャ)・Pan Ocean(韓国)

海外タンカー大手3社＝COSCO(中国)・Euronav NV(ベルギー)・SCF Group(ロシア)

海運税制の概要(現行制度)

※赤字については、2020年度末に期限が到来する事項

1. 経済安全保障等の観点から外航日本籍船を確保するための税制

トン数標準税制

日本船舶・準日本船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択を可能とし、課税負担を平準化するもの

利益の変動に左右されず、安定的・計画的な船舶投資を促進

※期限：2022年度末
(新規事業者：2024年度末)

登録免許税

国際船舶について、税率を3.5/1000とするもの
(本則 4/1000)

国際船舶の登記にかかるコストを軽減

※期限：2021年度末

固定資産税

国際船舶について、課税標準を1/18とするもの
(本則 1/6)

国際船舶の保有にかかるコストを軽減

※期限：2020年度末

2. 地方船主等による省エネ性能の高い船舶建造や造船事業者等の設備投資を促進するための税制

特別償却制度

通常の償却に上乗せする形で、特別償却を可能とするもの

(外航)
【先進船舶】日本籍船：20/100
【先進船舶】外国籍船：18/100
【環境負荷低減船】日本籍船：17/100
【環境負荷低減船】外国籍船：15/100
(内航)
特に環境性能の高い船舶：18/100
それ以外：16/100

※期限：2020年度末

買換特例制度

売却時の譲渡差益に対し、80%の圧縮記帳を可能とするもの

※期限：2022年度末

代替船舶取得に必要なキャッシュの早期確保を通じ、船舶投資を促進

中小企業投資促進税制

取得価格※の30%の特別償却(資本金1億円以下)又は税額控除(7%：資本金3千万以下)の利用を可能とするもの

※内航貨物船のみ取得価格の75%

中小企業の船舶等投資を促進

※期限：2020年度末

中小企業経営強化税制

中小企業経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却又は税額控除(10%：資本金3千万未満、7%：資本金3千万以上)の利用を可能とするもの

中小造船業者・船用事業者等の設備投資を促進

※期限：2020年度末

各国の外航海運に対する税制度比較

国名	5年間の償却可能範囲 (含特別償却率)	買換特例	登録免許税 又は登録料 (※2)	固定資産税	トン数標準税制 の有無
日本	62.3% (特別償却20%含む) (※1)	売却益の80%を 損金算入可能	100	課税	有 (2009年～)
ノルウェー	53%	無	14.1	非課税	有 (1996年～)
デンマーク	52%	買換船舶の取得価額を 売却益より控除可	0	非課税	有 (2001年～)
ドイツ	40%	有	13.9	非課税	有 (1999年～)
オランダ	100%	3年以内の再投資は 非課税	0.2	非課税	有 (1996年～)
フランス	80.8%	無	0	非課税	有 (2003年～)
イギリス	100%	売却益の全部又は 一部を6年間繰延可	0.1	非課税	有 (2000年～)
アメリカ	67.2%	有	0.1	一部州は課税	有
シンガポール	100%	売却益非課税	17.4	非課税	無
中国(香港)	73.8%	売却益非課税	1.0	非課税	無
韓国	71.3%	無	4.6	課税	有 (2005年～)

※1 定率法の場合

※2 日本の税額を100とした場合の各国の指数

各国のトン数標準税制の制度比較

国名	 日本	 デンマーク	 フランス	 ドイツ
対象事業者	オペレーターのみ	オーナー オペレーター		
対象船舶	18% 日本船舶及び準日本船舶(※)	100%		
自国籍船増加要件	日本船舶を5年で1.2倍	運航船に占めるEU/EEA籍の割合を維持 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">EU域内の便宜置籍船（マルタ、ジブラルタル等）算入可</div>	国全体でEU/EEA籍の割合を27%以上維持	
船員確保要件	日本船舶1隻あたり4人、準日本船舶1隻あたり2人の日本人船員確保	要件なし		
船員訓練要件	日本船舶・準日本船舶1隻あたり1名の職員候補を毎年養成	要件なし		

※準日本船舶（日本のオペレーター又はオーナーが海外子会社を通じて実質的に保有する外国船舶）

出典：（一社）日本船主協会

業界再編の動き～海運大手3社によるコンテナ船事業の統合(ONEの設立)～

- 2016年10月31日、日本郵船、商船三井及び川崎汽船の海運大手3社は、関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業統合を目的とした合併会社を設立し、3社の定期コンテナ船事業を統合することを発表
- 2017年5月31日、海運大手3社は、持株会社を日本(東京)に、事業会社をシンガポールにそれぞれ設立し、提供するサービスの商標を「Ocean Network Express」とすることを発表
- 2017年7月10日、海運大手3社は、7月7日に持株会社及び事業会社を設立したこと及び新会社の詳細を発表。
- 2018年1月18日、新サービス開始に必要な各国・地域における競争法上の承認手続きが全て完了
- 2018年4月1日、事業開始。サービス開始直後は事務作業の混乱により一時的に輸送量は減少したものの、現在は従前の海運大手3社の合計に近いシェアまで回復



出資比率 31%



NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

出資比率 38%



出資比率 31%

ONE
OCEAN NETWORK EXPRESS

オーシャン ネットワーク エクスプレス
ホールディングス(株)

持株会社(東京)

Ocean Network Express Pte. Ltd.
[事業会社(シンガポール)]

出資額 3,000億円

事業内容 定期コンテナ船事業(海外ターミナル事業を含む)

事業規模 約155万TEU 世界6位、グローバルシェア約7%に相当

統合の日程

契約締結日 : 2016年10月31日

合併会社設立日: 2017年7月7日

サービス開始日: 2018年4月1日

事業構造変革の動き

- 海運大手3社は、市況耐性のある事業基盤作りのため、ポートフォリオの見直し及び成長分野への重点投資を実施

1. ポートフォリオの見直し

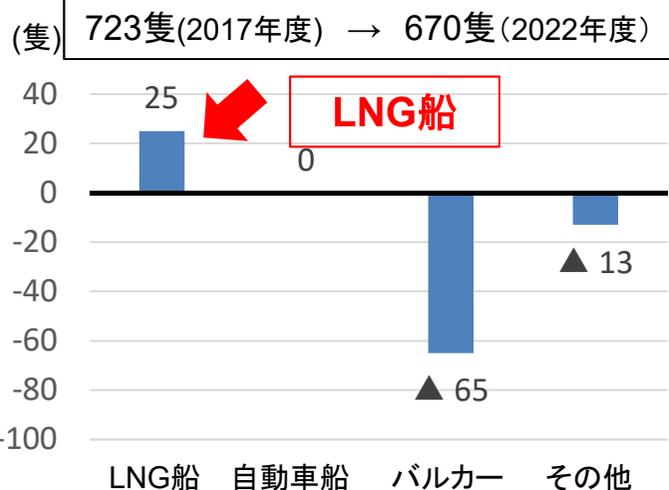
⇒ ドライバルク事業の抜本の見直し(市況エクスポージャーの縮小)、コンテナ船事業の分離・統合等市況耐性の高い事業ポートフォリオの確立

2. 成長分野への重点投資

⇒ LNG船事業、海洋事業等成長分野への重点投資

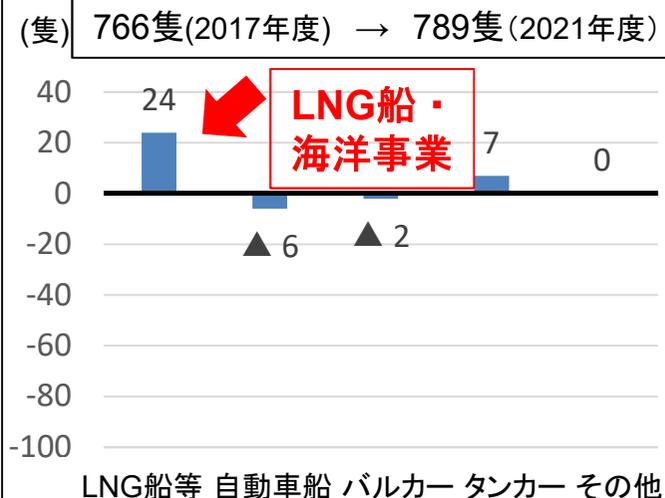
【参考】海運大手3社の経営計画

日本郵船



出典: 中期経営計画(2018年3月)

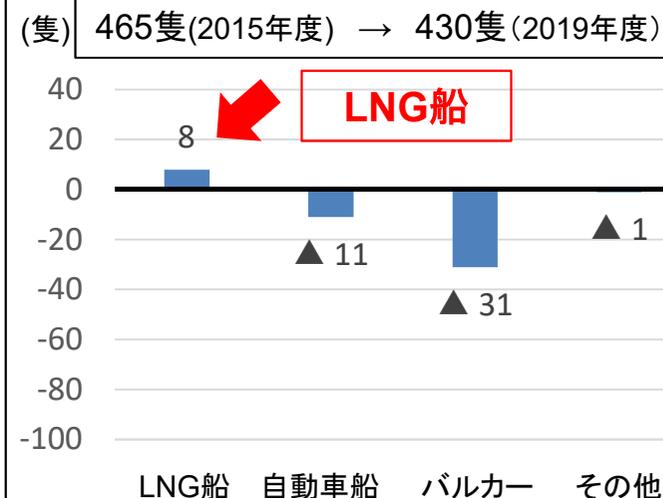
商船三井



出典: ローリングプラン2019(2019年4月)

※ ローリングプラン2020において、タンカー、バルカー自動車船等で最大40隻の船隊規模縮小を発表

川崎汽船



出典: 中期経営計画(2017年4月)